

水質汚濁に係る農薬登録保留基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

平成26年4月7日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

（2）意見募集期間

平成25年11月18日（月）～平成25年12月17日（火）

（3）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（4）意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出件数：1通（1件）

（2）提出された御意見と御意見に対する考え方：別紙の通り

(別紙)

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>1, 3-ジクロロプロペン(別名 D-D)の基準値を 0.05 mg/L と設定することに反対です、再考してください。</p> <p>[理由]</p> <p>1. 環境省の設定している 1, 3-ジクロロプロペンの環境基準は以下のとおりです。</p> <p>1) 水質汚濁に係る環境基準について人の健康の保護に関する環境基準 …0.002mg/L 以下</p> <p>2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準 …0.002mg/L 以下</p> <p>3) 土壌の汚染に係る環境基準 …検液 1 L につき 0.002mg 以下</p> <p>2. 厚労省の水質管理目標設定項目の目標値は、本年 4 月実施の新基準で 0.002mg/L (シス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの合計) と設定されています。</p> <p>3. 1, 3-ジクロロプロペンについては、食品安全委員会が 2012 年 12 月 11 日から 2013 年 01 月 09 日に実施した「1, 3-ジクロロプロペンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集について」で、提案された ADI は 0.02mg/kg 体重/日を再考するよう求めましたが、受け容れられませんでした。</p> <p>4. 1, 3-ジクロロプロペンについての残留基準は、ミネラルウォーターの基準 0.02ppm があり、飲料については、地下水の汚染が懸念されますが、その評価がされていません</p>	<p>水質汚濁に係る農薬登録保留基準につきましては、従前より ADI の 10%配分し、飲料水摂取量(1人1日当たり 2L)を考慮して、以下のとおり設定しています。</p> <p>登録保留基準値 (mg/L) $= \text{ADI} (\text{mg/kg 体重/日}) \times \text{平均体重} (53.3 \text{ kg}) \times 0.1 (10 \% \text{ 配分}) / \text{飲料水摂取量} (2 \text{ L/人/日})$</p> <p>1, 3-ジクロロプロペンは食品安全委員会において食品健康影響評価が行われ、2013 年 2 月 18 日に ADI が設定されたことから、この最新の ADI に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準値を算出したものです。</p> <p>ADI の 80%が配分されている食品経由の摂取量の対 ADI 比を確認するために、理論最大摂取量を見ています。水は別途 10%が配分されているので、食品経由には含まれていません。</p> <p>リスク評価につきましては、環境中予測濃度(水濁 PEC) = 0.00085 (mg/L) であり、登録保留基準値(案) 0.05 (mg/L) を大きく下回っていることを確認しており、通常使用においては、公共用水域の水質汚濁を生じることはないと考えられます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、関係府省及び関係課室に情報提供いたします。</p>

ん。

また、資料5の4ページにある理論最大摂取量には、飲料水からの摂取が除外されています。